

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○行政書士法に基づく公開による聴聞	(市町村課)	一
○土砂等搬入禁止区域の指定	(廃棄物対策課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	二
○知事指定薬物の指定	(薬務課)	二
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	三
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定自立支援医療機関の指定	(精神保健推進室)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四

告 示

○宮城県告示第十七号
行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）第十四条第二号又は第三号の規定に
よる処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項並びに法第十四条の第三
三項及び第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。
令和六年一月十九日

一 被聴聞者

小林 好美

石巻市相野谷字旧会所脇一七番地二

二 登録年月日及び登録番号

平成十七年六月一日 第〇五〇六一三四号

三 聴聞の期日

令和六年一月二十五日 午前十時

四 聴聞の場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎五階 総務部会議室

五 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

総務部市町村課行政第一班

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

○宮城県告示第十八号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年宮城県条例第七十四号）第二十三条第一項の規定
により、土砂等搬入禁止区域を次のとおり指定したので告示する。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土砂等搬入禁止区域の位置

宮城県七ヶ浜町東宮浜字東浦田五十六番三、五十六番八、五十六番九、五十六番十、五十六番十
一、五十六番十二、五十六番十三、五十六番十五、五十六番十六、五十六番十七、五十九番一、五
十九番二、六十番、六十三番、六十六番、六十七番一、六十八番、六十九番一、六十九番二、六十
九番三、七十番六、七十一番二十六、七十二番、七十五番、七十九番、八十番、八十二番、八十三
番一、八十三番三及び六十七番一地先から六十九番一地先までの道路敷並びに同字崩十番一、十番
六、十二番一、十三番一、十四番一、十四番二、十七番、十八番、十九番、二十番、十三番一地先
道路敷及び十番一地先から十番六地先までの水路敷

二 土砂等搬入禁止区域の面積

四二、〇五七・三九平方メートル

三 指定の期間

令和六年一月二十一日から令和六年七月二十日まで

四 指定の理由

一の区域においては、土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けずに土砂等の埋立て等が行われ、勾配が急な法面や締め固めが不十分な部分があり、従前の土砂等搬入禁止区域の指定期間である六カ月間を満了した後も、当該区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあり、引き続き存すると認められるため。

○宮城県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社すずヘルパーステーシヨン結々	角田市神次郎字上ノ沢三三番地一	株式会社すず	角田市神次郎字上ノ沢三三番地一	令和五年十一月二十五日

二 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社すずヘルパーステーシヨン結々	角田市神次郎字上ノ沢三三番地一	株式会社すず	角田市神次郎字上ノ沢三三番地一	令和五年十一月二十五日

○宮城県告示第二十号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名 ニー（エチルアミノ）ーニー（三ーヒドロキシフェニル）シクロヘキサニールーオン及びその塩類（通称名：H X E、Hydroxetine）

2 化学名 Nーエチルー四ーヒドロキシーNープロピルトリプタミン及びその塩類（通称名：4ーHOーEPT）

二 指定の理由
中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日
令和六年一月二十日

○宮城県告示第二十一号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町東部加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めらる。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字黄牛深畑一五八の二二、一五八の二五、一五八の二九、一五八の三一、一五

八の三二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仙台市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おいで薬局	石巻市相野谷字飯野川町六十四一	令和五年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機

関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
おいで薬局	石巻市相野谷字飯野川町六十四一	令和五年九月三十日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東松島市大塩字樋口二十二番八

福島県郡山市片平町字新蟻塚百十番地の二

ディアスハイスリーC二〇一号

湯浅 俊史